

液化石油ガス法等の保安規制についての検討結果（報告）

1. 検討経緯

平成 25 年 11 月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下にガスシステム改革小委員会が設置され、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業の在り方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムの在り方について検討が行われていることに対応し、ガス安全小委員会では、平成 26 年 6 月よりガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点から踏まえて、望ましい保安の在り方について検討を進めてきた。また、液化石油ガス小委員会では、簡易ガス事業の保安規制のあり方について（論点 1）と、消費段階における両法の保安規制の整理（論点 2）について、検討を行った。

2. 議論のとりまとめ

（1）簡易ガス事業に係る保安の在り方【論点 1】

簡易ガス事業制度（70 戸以上）に係る保安規制については、平成 27 年 1 月 13 日に開催されたガスシステム改革小委員会において、引き続きガス事業法の対象とし、その中で保安規制を講じることにより、簡易ガス事業に現在課せられる保安規制の手法・水準を維持することとなった。

（2）消費段階等におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の在り方【論点 2】

都市ガス及び液化石油ガスに係る需要家保安の維持・向上を図りつつ、ガス事業法及び液化石油ガス法における規制・保安体系やこれまでの保安対策に留意しつつ、可能な限り両法の規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を行うのが適当である。

なお、周知業務について周知の頻度を可能な限り整合化すること（※1）、また、消費機器の調査頻度について調査の頻度を可能な限り整合化すること（※2）が適当である。

（※1）例えば、安全型機器（「非安全型機器」以外の消費機器）のみを設置している需要家（消費者）

に対する周知の頻度については、ガスの使用者及びガス事業者の負担軽減を図りつつ、必要最小限の規制とする観点から、ガス事業法・液化石油ガス法ともに液化石油ガス法の消費設備の調査

頻度と合わせて4年に1回以上行うこととする。なお、非安全型機器を設置している需要家（消費者）など現行法において毎年度1回以上(または1年に1回以上)行っているものについては、引き続き同じ頻度で行うこととし、周知にあたり特段の配慮を払うように努めることとする。

(※2) 例えば、省令で定める機器を設置している消費者に対して実施する調査の頻度については、ガス事業法及び液化石油ガス法ともに必要最小限の規制とすべく、液化石油ガス法の消費設備の調査頻度に合わせてガス事業法の調査頻度を4年に1回以上で行うこととする。

ガスの使用者が不在の場合には、3回は「不在連絡票」を投入し、次の調査実施希望日についての液化石油ガス事業者への連絡方法又は次の調査予定日を告知するなどの措置を講ずるとともに、訪問のタイミング（曜日、時間帯等）を工夫し、なるべく不在とならないように取り組むこととする。

また、立入りを拒否された場合には、その旨を明確にする資料を整備することとする。上記のような取り組みなど最善を尽くした上で、不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理することを、液化石油ガス法でも通達等で手当てすることとする。

3. 今後検討すべき事項

消費機器の周知及び消費機器の調査に係る頻度などの規制の整合化を図るとともに、技術の進展、事故状況等を踏まえた規制の合理化を必要に応じて行う。